



4 予 危 第 6 4 4 号
令 和 5 年 3 月 3 1 日

一般社団法人日本建設機械レンタル協会
会長 角口 賀敏 殿

東京消防庁
予防部長 加藤 雅広



工事現場等に設置する可搬形発電設備及びローリーから重機への直接給油に係る新たな基準の情報提供について（依頼）

平素から消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、大変お忙しい中、当庁において開催した予防技術検討委員会危険物部会（工事現場等に設置する可搬形発電設備等の規制検討について）に、オブザーバーとしてご参画いただいたことに対しまして、あわせてお礼申し上げます。

本委員会による検討の結果、工事現場等の実態を踏まえた合理的な安全対策等を講じることにより、可搬形発電設備の設置及び重機への直接給油を行うことができる新たな基準を定め、令和5年4月1日から運用を開始することとしました。

つきましては、貴協会の会員等に対し、別添えのリーフレットを活用し、新たな基準の周知にご協力いただくとともに、貴協会の会員等を通じ、当庁管内で可搬形発電設備及び重機を使用する事業所等に対して、新たな基準についてご案内いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

東京消防庁予防部
危険物課製造所規制係 酒井 宮内
東京都千代田区大手町一丁目3番5号
電話 03-3212-2111 内線 4842 4846
E-mail:kikenbutuka1@tfd.metro.tokyo.jp